

浜田市外部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、労働者等からの外部公益通報を適切に処理するため、市が講ずる措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部公益通報 法第2条第1項の公益通報であつて、労働者等が通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）を行う権限を有する市の機関に対して行うものをいう。
- (2) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者（浜田市内部公益通報に関する要綱（平成20年浜田市訓令第2号）第2条第2号に規定する職員等を除く。）をいう。
- (3) 通報対象事実 法第2条第3項の通報対象事実をいう。
- (4) 所管課 通報対象事実に係る処分、勧告等の事務を担当する課等をいう。

(通報及び相談の窓口)

第3条 外部公益通報及びこれに関する相談の窓口は、所管課とする。

2 労働者等は、外部公益通報をしようとするときは、法第3条第2号に定める要件に基づき、外部公益通報書（様式第1号）の提出又は面談、電話等により、これを行わなければならない。

(通報の受理・不受理)

第4条 市長は、外部公益通報に該当すると見込まれる通報（以下「通報」という。）を受け付けたときは、速やかにその内容について必要な確認をし、及び外部公益通報として調査すべきものかどうかを決定し、外部公益通報受理（不受理）通知書（様式第2号）により当該通報をした者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。ただし、通報者が通知することを希望しないとき、又は当該通報が匿名によるときは、この限りでない。

(教示)

第5条 法第14条の規定による教示は、通報が書面によりなされたときは教示書（様式第3号）により、電話等の口頭によりなされたときは口頭により、これを行うものとする。

(調査)

第6条 市長は、第4条の規定による決定をした通報の内容の調査を行うときは、通報者が特定されることのないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法によるものとする。

(調査結果に基づく措置)

第7条 市長は、前条の調査の結果、通報対象事実が確認されたときは、法令に基づく処分その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査結果等の通知)

第8条 市長は、第6条の調査又は前条の規定による措置をしたときは、速やかにそれらの内容を外部公益通報調査結果通知書（様式第4号）により通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知することを希望しないとき、又は当該通報が匿名によるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による通知を行うに当たっては、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮するものとする。

(秘密保持の徹底等)

第9条 通報者に関する情報は、非公開とする。

- 2 外部公益通報の処理又は相談に当たる職員は、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

- 3 外部公益通報の処理又は相談に当たる職員は、自らが関係する事案に関与してはならない。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回、外部公益通報の件数、主な内容等、この告示の運用状況を公表するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月1日告示第142号)

この告示は、令和6年11月1日から施行する。